

議会運営委員会

日 時 平成 27 年 11 月 16 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~

場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について

(1) 詳細の検討について

【短期としたもの】

- ・ 5 交通手当の支給及び政務活動費の増額 ... (別紙資料 1、2)
- ・ 6 一般質問時間の見直し ... (別紙資料 3)
- ・ 8 予算・決算の審査方法の見直し ... (別紙資料 4)
- ・ 12 政務活動費の領収書のホームページへの掲載等 ... (別紙資料 5)
- ・ 14 会議規則改正 (出産に係る欠席届) ... (別紙資料 6)

2 その他

(1) 次回の日程について (議会の活性化についての検討)

(2) 議会運営委員会 (12 月定例会招集告示) の日程について

- ・ 11 月 24 日 (火) 9 : 30 ~ 議会運営委員会事前調整 (正副委員長)
- 10 : 00 ~ 議会運営員委員会、幹事会
- 13 : 30 ~ 会派会議
- 終了後 広報広聴会議
- 15 : 00 ~ 全員協議会 (財政状況説明)

11 月 30 日 (月) 10 : 00 ~ 開会

交通費の支給について

< 根拠法令（地方自治法） >

議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。（203）

いかなる給与その他の給付も、法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員に支給することができない。（204の2）

（逐条解説より）

- 地方自治法上、議会の議員に対しては、議員報酬、費用弁償及び期末手当以外には、定額旅費等、いかなる名目であっても支給することができない。
- 「費用の弁償」とは、職務に要する経費であるから、正当な議会の職務の執行（議長等の招集に基づく本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は会議規則に規定する協議等の場への出席）に対して支給されるものである。
- 費用弁償の支給事由を定め、これに該当するときには標準的な実費である一定の額を支給することは許され、この場合、いかなる事由を支給事由として定めるか、また、一定の額を幾らとするかについては、議会の判断に委ねられる。（最高裁判決）

検討時の留意事項

上記のことから、議会の議員に対して、会議出席に伴う交通費相当額を月額定額化し、通勤手当としての性質をもって支給することはできないものと解される。また、費用弁償として支給する場合、その支給事由及び金額について客観的な合理性をもって定め、職務執行に応じて支給することとなる。

会議出席時の費用弁償の支給状況（全国市議会議長会調査結果（平成26年12月末））

813市中、支給あり361市（44.4%）（ ）、支給なし449市（55.2%）

費用弁償の日額

361市中、距離に応じた交通費155市（42.9%）、定額124市（34.3%）、

実額24市（6.6%）、その他58市（16.1%）

平成18年2月臨時会において、議員報酬の範囲を明確化するという議員全員の認識によることを提案理由として、会議出席時の費用弁償を廃止した経過がある。

議員報酬を受けながら、本務である会議出席時に定額を支給することには、市民の理解が得にくいことから、他の議会では、議員報酬を見直す機会に議員報酬に一本化する視点で費用弁償を廃止するという検討結果も見受けられる。

政務活動費について

経過

- ・平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化された。
平成25年3月から自治法改正により「政務活動費」に変更。
平成13年に亀岡市議会でも条例制定し導入。月額1万円としてスタート。
- ・平成23年に月額1万円から1万5千円に増額。
この際、京都府下の現状を参考に増額決定した。

(参考)

京都府下の政務活動費 (H27 京都府市議会議長会調)	
(市議会名)	(交付金額)
宇治市議会	(会派) 36万円/人、(個人) 24万円
舞鶴市議会	26万円
八幡市議会	24万円
綾部市議会	20万円
亀岡市議会	18万円
福知山市議会	18万円
京田辺市議会	18万円
京丹後市議会	18万円
城陽市議会	15万円
長岡京市議会	15万円
向日市議会	12万9600円
宮津市議会	12万円
南丹市議会	12万円
木津川市議会	(会派) 12万円、(無所属) 8.4万円

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.1	市議会モニター制の導入		新清流会
H27.7.10	意見等	○ 必要性などを検討していきたい。	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<p>○ モニター制度の設置により、議会に意見がどう反映されたのかが分かればと考えている。</p> <p>○ 無理に傍聴に来てもらっても効果があるのか。また、続けていけるのかなどの不安がある。</p> <p>○ 具体的にどの組織に依頼するかなど運用の形をつかって取り組めばよいと考える。</p> <p>○ 市民を(モニターとして)固定して議会に傍聴に来てもらえるようにしたい。</p>	
	結果	手法を具体的につめていく必要がある。	検討継続
H27.10.13	意見等	<p>○ 大学生など若年層にも興味を持っていただく機会としたい。年齢のバランスを考えたモニター制度ができればよい。</p> <p>○ 手法を具体的に議論して中期的に決定していけばよい。</p>	
	結果	検討を継続する。	検討継続

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.3	一般質問の掲載スペースの充実(議会だより)		緑風会
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ No.165以降の発行については、議長・副議長、監査委員以外の全議員が質問した場合も1ページに3人掲載できるようにしている。 ○ 24ページの予算要求をしてはどうか。 ○ ページ数が多くなれば市民に読んでもらえないようになる恐れもある。広報広聴会議で検討していただき充実した紙面作りをお願いしたい。 ○ 一般質問の意図が現状のページ数のままでは伝わらない。 ○ 議会全体の問題であり、広報広聴会議で議論することではない。 ○ ページを増やすことには賛成できない。詳細に一般質問を掲載するのであれば、議員各自の広報紙を発行して掲載すればよい。議会だよりとしては、議会の審議の経過などを掲載するものである。 	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会として増ページを予算要求すればよい。市民に議会だよりを実際に読んでいただけるかは不安もあるが議論していけばよい。 ○ 議員の質問は大事なもの。正確に広く伝えることが必要である。どれだけのスペースを確保していくかを議論することもあわせてページ増すればよい。 ○ 見やすさ、分かりやすさが重要。細かく掲載することも大事だが、文字数が多くなれば読んでもらえなくなる。ページ数は増やさず内容を工夫すればよい。 ○ 議会だよりは議会での議論の内容をピックアップして掲載する方がよいとのこれまでの議論の経過があり現在の形になってきた。広報の手法も含めて時間をかけて検討していけばよい。 ○ 議運から広報広聴会議に投げかけていくなれば、どのような内容を検討すべきかを具体的に議論いただいておきたい。 	
	結果	会派で十分検討しまとめたうえで、次回以降に検討したい。	検討継続
H27.10.13	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ H27.8.18での議論を確認。 ↓ 『議運から広報広聴会議に投げかけていくなれば、どのような内容を検討すべきかを具体的に議論いただいておきたい。』 	
	結果	検討を継続する。	検討継続

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.4	議員報酬の検討		新清流会
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 15期議員で検討してきた経過もあり継続して取り組みたい。 ○ 報酬を上げる状況ではないと思うが検討していけばよい。 ○ 定数も含めて常に検討としたい。 ○ 以前より下がっており、以前の基準に戻す等の検討が必要と考える。 	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年の報酬審議会での議論により議員報酬を引き下げることとなり10年が経過しようとする。15期議員で検討し現行どおりとされたが、16期議員として新たな議員の意見も取り入れて引き続き検討していきたい。 ○ 任期が新たになったら一度は検討するべき。 	
	結果	報酬は議員自身の身分に関わること。引き続き検討としたい。	検討継続
H27.10.13	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以前の基準に戻したい。早い段階で報酬審議会にかける必要がある。 ○ 議員報酬は議会や理事者で判断するのではなく、報酬審議会の開催を視野に入れ長期的に検討する。 	
	結果	検討を継続する。	検討継続

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.6	一般質問時間の見直し		共産 公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状は議員側から答弁時間がどれくらいかかるかは推し量れない。答弁の際には要点をまとめていただき、持ち時間を決めていきたい。 ○ 理事者が長い答弁をして質問時間が短くなるのはいかがかと思う。理事者の答弁時間に関係なく議員の質問時間を確保していきたい。 ○ 短い質問に対して長い答弁を繰り返す場面があったため、質問と答弁をあわせて45分とした。現状のままでよい。 ○ 議員が簡潔に質問することで運用すればよい。現状のままでよい。 ○ 現状のままで、議長の議事整理において簡潔な運営するのがよい。 ○ もうしばらく様子を見て判断したい。 	
	結果		検討継続
H27.8.18	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体の持ち時間45分を変更することはできないと思うので、45分の内25分は議員の持ち時間として確保していきたい。 ○ 理事者答弁については時間の規制がない。理事者によっては長い答弁をするので、議員の質問時間を決め、議長の采配によって質問時間が45分でまとまるように調整をしていただきたい。 ○ 概ね20分の枠で質問できているなら、後は議長の采配でお願いしたい。 ○ 実際は議長の采配では無理なのではないか。概ね議員は自分の質問時間(20分)を使っていると思う。 	
	結果	検討を継続する。	検討継続
H27.10.13	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の45分の中で質問時間を25分確保したいというもの。 ○ 質問時間及び答弁時間を各20分とし合計で45分以内となるようにしたい。 ○ 前期での議論の際、理事者の答弁時間が長いという意見があったが、実際に答弁時間を計ってみると20分より短かった。その結果、45分の現在の方法にした経過がある。前期での議論を掘り起し、再度議論するべき。 	
	結果	検討を継続する。	検討継続

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.8	予算・決算の審査方法の見直し		緑風 公明 無会派
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算を審査した委員が決算も審査できるようにしたい。 ○ 予算及び決算特別委員会を全員で審査する常任委員会にして審査したい。 ○ 決算審査、予算審査どちらも全員で審査することとしていきたい。詳細は分科会で審査し、最後は全体会で審査したい。委員は議長、監査委員を除く。 	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算審査をした委員が決算審査も実施できるようにしたい。隔年実施としたいが4年の任期内のことであるので工夫する必要がある。もしくは現状維持とするかで考えたい。 ○ 本市議会で決算審査を行っている手法により全員で議案審査する予算・決算の常任委員会を実施したい。3常任委員会は分科会として審査を行う。 ○ 予算・決算特別委員会において分科会方式で審査する方が分かりやすい。 ○ 予算常任委員会として実施すると補正予算もすべて審査することになり、予算常任委員長の権限が強くなりすぎるのではないか。この点の議論を省いて移行できない。従来の3常任委員会の議決事項を減らすことになる。 	
	結果	各会派で十分検討を。	検討継続
H27.10.13	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算審査も決算審査も全員で審査する。全体会から始め分科会で審査し、必要があれば再度全体会を開催する方式とするのがよい。 ○ 予算審査、決算審査とも常任委員会として全員で実施し、補正予算等にも対応したい。 ○ 予算・決算常任委員会とした場合に権限が強くなりすぎて、他の常任委員会は付録のようになってしまわないか。このことを踏まえ議運で決定できるのであれば実施すればよい。 	
	結果	検討を継続する。	検討継続

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.9	通年議会の実施		公明 無会派
H27.7.10	意見等	○ 会派で検討したい。	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じていつでも本会議が開けるよう通年議会としていきたい。市長の専決を回避し議会としての意見を反映させるよう取り組んでいきたい。 ○ 通年議会には概ね賛成であるが、詳細は会派内で結論が出ていない。 ○ 前向きに検討したいが、各定例会のメリハリはつけたい。臨時で本会議を開催する場合、例えば議員活動を行う際議員自身が遠方に行っている場合等の対応を憂慮する。 ○ 臨時議会を開いて対応できている現状も踏まえる必要がある。また、議員、理事者の出席等について調整が必要となると考える。 ○ 通年議会の目的の意思統一を全議員で行わないとまとめられない。 	
	結果	各会派で十分検討を。	検討継続
H27.10.13	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任期の半ばで変更するより来期から実施するのがよいと考える。今後も検討していきたい。 ○ 会派で協議を重ねて来期から実施することでよい。 ○ 結論を急ぐ必要はない。市民へのアピールのような側面もあるのではないか。 ○ 通年議会を実施すれば、市民にとっては定例会だけが議会活動ではないことを理解していただけるようになる。専決処分もなくなるというメリットもある。 	
	結果	検討を継続する。	検討継続

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.10	政治倫理条例の見直し		公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親族は市の請負業者になってはいけないとされている。親族の中には自治会で役職を持っていて、建物の管理委託の当事者になること等があり、明確にしたい。 ○ 具体的に役職を出して検討していかなければならない。現在の政治倫理条例に例外規定を設ける方法等を考えつつ内容を詳細に検討したい。 	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の兼業についても、どういったことが禁止対象になるのか、政治倫理条例の内容を明確に分かりやすく整理していきたい。 ○ 第4条、第5条で具体的な事例を出してどこが悪いのかを検討したい。 	
	結果	禁止の対象事例を明確に出して議論する。	検討継続
H27.10.13	意見等	○ 条例を変更する必要があるかどうかを議論していきたい。このままでよいと確認できればこのままでよい。	
	結果	検討を継続する。	検討継続

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.11	大学との政策連携		公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参考人の活用が第一歩と考える。本市議会で導入する必要性を検討したい。 ○ 議員研修の講師等と顧問契約を結ぶなど考えたい。京都学園大学や京都大学などと連携できるか検討したい。 ○ 政策については連携すればよい。議会改革など議会内部のことまで連携する必要はない。議会のことは議員で決めればよい。 	
	結果		検討継続
H27.9.11	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ アドバイザーやサポーターという形で関わりを持つこととしておいて、一方で学生にも参加してもらえるように議論を継続してはどうか。 ○ 学生とわがまちトークができればよいと考えた場合、大学と協定があれば実施しやすいと考えている。議会活性化の検討のときにも一緒に検討できればよい。 	
	結果	具体的な形を示して検討を継続する。	検討継続
H27.10.13	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学から知恵を借りるということで実施すればよい。 ○ 必要なときに大学から講師を招いて聞きたいことを聞けばよいのでは。一つの大学に絞る必要はない。 ○ 客観的な検討をする際にアドバイザーとして来てもらえばよい。 ○ 協定があれば気軽に来てもらえる。双方にメリットがあるようにしたい。 	
	結果	検討を継続する。	検討継続